

議会運営委員会報告書

令和2年6月12日

備前市議会議長 守 井 秀 龍 様

委員長 土 器 豊

令和2年6月12日に委員会を開催し、次の案件を協議したので議事録を添えて報告する。

記

- 1 議会基本条例について
- 2 議会報告会について
- 3 新型コロナウイルス感染症対策に係る議会对応について
- 4 議場の設備について
 - ① 難聴対策について
 - ② 飛沫防止パネルについて

議 会 運 営 委 員 会 記 録

招 集 日 時	令和2年6月12日（金）		定例会第12日目散会後	
開議・閉議	午後2時00分	開会 ～	午後3時23分	閉会
場所・形態	委員会室	会期中（第5回定例会）の開催		
出 席 委 員	委員長	土器 豊	副委員長	森本洋子
	委員	中西裕康		尾川直行
		石原和人		青山孝樹
欠 席 委 員		なし		
遅 参 委 員		なし		
早 退 委 員		なし		
列 席 者 等	議長	守井秀龍	副議長	掛谷 繁
傍 聴 者	議員	なし		
	報道	なし		
	一般	なし		
説 明 員	議会事務局長	入江章行	議会事務局次長	石村享平
	庶務調査係長	坂本 寛	議事係主任	楠戸祐介
審 査 記 録	次のとおり			

午後２時００分 開会

○土器委員長 本会議終了後、御苦労さまです。

ただいまの出席は６名です。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

議会基本条例についてを議題とします。

事務局から説明願います。

○石村議会事務局次長 ６月１２日版の議会基本条例案を配付しておりますので、前回以降変更となった点について御説明をさせていただきます。

前期の議会運営委員会から申し送られた案を前期の正副委員長、現正副委員長においてさらなる見直しを行っていただいたものでございます。

まず、前文についてでございますが、１段落目と２段落目のつながりを見直しさせていただいております。赤字で書いてありますが、ほぼ追加になったところでございます。

以下、赤字で残っているところを中心に御説明申し上げます。

２ページ目の第７条でございます。これは議会改革推進会議についてということで「必要な事項は議長が別に定める」とありますが、これは定まっていないということで赤字にしております。

それと、次の第８条でございますが、これは「本会議のほか全ての会議を原則公開とするとともに」というふうな表記であったんですが、これを「本会議及び委員会」に改めております。委員会といいますのは、第４条第２項で「常任委員会、議会運営委員会、特別委員会（以下、委員会という）」とありますので、常任委員会と議会運営委員会と特別委員会でございます。想定される全員協議会、会派代表者会議、議会だより編集委員会等を除外した規定としております。ここでの第８条で主語が「議会は」となっているんですけど、まちづくり基本条例においては、議会報告会は議員の義務ということになっておりますが、議会基本条例においては、議会報告会は議会がされるようになっておりまして、まちづくり基本条例との整合性でいうと、議員がやるべきことと議会がやるべきことで違ってくるんですが、議員さんは個々に議会報告会なり意見交換会をされているし、議会についても議会報告会を開催するということになります。ここは法制担当にも確認しましたが、そのように説明ができるならこのままでも問題はないでしょうというお話でしたので、ここは赤字では残しておりますが、主語は「議会は」ということで残してはどうかと思っております。

それから、第４項で議会報告会等を「開催しなければならない」という規定がありまして、前回の委員会ですでに書を入れてはどうかという御意見をいただいております。ただし書を入れるとすると、ここへ想定される開催できない理由を列挙しなければならないので、表現を「開催しなければならない」ではなくて「開催するものとする」としてはどうかという御提案でございます。想定されるものは、自然災害でありますとか、今回のような新たな感染症の拡大があった

場合、それから一般選挙の年の5月は実際に開催ができるかどうか事務局では申し上げられませんが、「しなければならない」ですと必ずしなければなりません。開催しなかったからといって、罰則があるわけではございませんが、「開催するものとする」としてはいかがでしょうかということでございます。

それから、第9条の緊張感の保持というところで、第4項を追記しております。質問の趣旨等の確認なんです、現状ですと本会議のみを想定したものとなっておりますので、委員会の準用規定を入れてはどうかということでございます。最近では予算決算審査委員会においても分科会はやっていないんですが、もし分科会を開催されるようなことがあれば、委員長のほか主査が委員会を進行されますので、議長とあるのは委員長または主査と読み替えるという規定にいたしております。

それから、12条は後ほど御説明することといたしまして、先に第4章の第13条でございます。ここについては第1項において討論という言葉と討議という言葉が出てまいります。それから、第2項においては議論、討論が併記されておまして、この第13条の中に似たような言葉で討論、議論、討議という言葉が出てくるんですけど、特に「議論、討論を尽くし」というふうに併記してあるとどういった使い分けがあるのかという説明が必要となりますので、この13条からは討論という言葉削除して、第1項については「言論の場であることを認識し」と、それから第2項については「議論を尽くして合意形成に努める」としてはどうでしょうかという御提案でございます。

最後に、第12条でございますが、赤字で書いておられますのが2号、3号、4号についてはここで追加になったものでございまして、1号については現在まちづくり基本条例のほうで総合計画の策定は議会の議決事項となっております。

それから、第5号につきましては、最後の附則にも書いているんですが、地方自治法第96条第2項による議会において議決すべき事件を定める条例、これにこのままの文章がそっくり入っておりまして、定住自立圏形成協定を締結、変更もしくは廃止、この場合は議会の議決を要するということに現在なっております。

第4号につきましては、これまでもこういった条件はなかったんですが、直近ですとメンロパーク市との協定等もございましたので、これは追加することに問題はないと考えております。

2号と3号につきましては、議会と市の権限というのがそれぞれございまして、例えば「地方公共団体の長は条例で」と規定されていれば長のみが発案権がありますし、「地方公共団体の議会は条例で」とあれば議員のみが発案権があると考えてよいということになっております。単に「地方公共団体は条例で」とある場合は双方に発案権があるものというふうに認識はされるということもありまして、災害対策基本法第42条の規定に基づく地域防災計画といいますのは備前市でいいですと備前市地域防災計画になるんですけど、これは元法で確認しましたら、防災計画を策定するのはあくまでも市町村の防災会議が策定することになっております。ここは地方公

共同体が作成するとはなっておらず、災害対策基本法には「市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し」とありますので、ここの権限はあくまでも市町村防災会議ということになっております。

この地域防災計画と次の第3号、都市計画マスタープランについては、これらを議決事件にしている議会が多々見受けられますが、ここについてはいま一度御検討いただきたいと思っております。

それから、都市計画マスタープランにつきましても、これは都市計画法の第18条の2で「市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想」、これは恐らく備前市総合計画に当たると思うんですが、「並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に則し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定める」という規定がございます。これは県が策定される区域マスタープランというのがございまして、備前市の総合計画と県の区域マスタープランに即した形で備前市都市計画マスタープランというのが作成されるということでございました。このことから、議決事項として、例えば修正したり否決したときのことを想定すると、これも本当に議決事件に追加していいのかどうかというのは今後の課題としていただきたいと思いますと思っております。

これは事務局からの提案なんですけれど、この議決事件の拡大に追加をする前に、基本条例の第10条で「議会は、市長等が提案する政策、施策、事業、計画等について政策等の水準を高めるため及び市民への公開のため、市長に対して次の各号に掲げる事項の説明に努めるよう求める」と、ここであらゆる計画について説明に努めるように求めることが可能でありますので、ここで具体的に入れとくことも可能なのかとは考えております。それぞれの計画が、最終案として議案が出てきたときに、可決するか否決するか修正するしかないという状況に持っていくのか、あらかじめ作成の段階から議会の意見を吸い上げていただけるような仕組みにするのか、そういった方法もあろうかと思えます。災害対策基本法、都市計画法に定める地域防災計画あるいは都市計画マスタープラン、この辺りが真に議決が必要ということになれば、改正に合わせて12条に格上げすることもできますし、それまでに本当に議決事件にして問題はないのかどうかというあたり、事務局にお時間をいただいて確認させていただきたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

○土器委員長 ありがとうございました。

それでは、前文からいきたいと思います。

○尾川委員 前文は、全体的にこれでええと思うんですよ。1つちょっと気になつとんが、4行目の持続可能な社会という表現が非常にええ表現になつとんと思うんですが、その後「議会はその機能」、その機能というのは大体前出たのをいうんだけど、その機能というたらどれを指すように理解したらええわけ。

○石村議会事務局次長 これは議会の機能というふうに私は思っています。

○尾川委員 ほんなら、「その」は要らんのじゃねえかな、そんなことねえかな。それと、ののが続くから、それも3つも「の」が続くから、作文すりゃあ使いとうなるんじゃないけど、ちょっと気になったから質問させてもらおうんですけど、それでおかしいゅうなかったらそれでもええと思います。

○土器委員長 ほかの方で。

よろしいですか、次へ行って。

よろしい。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次へ行きます。

第7条「必要な事項は、議長が別に定める」、この件について。追加。

○石原委員 第7条第3項「あらかじめ議長が別に定める」が、新たに加わったんですか。

○石村議会事務局次長 新たに加わったわけではないんですけど、別に定めたものがありませんというお知らせです。

○土器委員長 よろしいですか。

〔「もう少し考えてから」と呼ぶ者あり〕

それなら、次へ行きます。

第8条。

〔「よろしい」と呼ぶ者あり〕

よろしい。何か所かあるけど。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

そしたら、第3章の第9条。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

そしたら、第12条。事務局からいろいろ検討しますという説明があったんですが、皆さんから意見があれば。

○尾川委員 確認なんですけど、防災計画の策定は、市町村防災会議が作成するという、これは災害対策基本法で規定されとるわけ。何かちょっと地方自治体の長が決めたらええというふうな、そねえ議会が口ばあ出さんでもええんじゃないけど、市町村防災会議が作成することとなっているのに口を出すなと聞こえたんじゃないけど。

○石村議会事務局次長 これは、市町村が作成することにはなっておりませんでして、市町村防災会議が策定すると。「市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長」となっていますので、防災会議がなければ首長が作成するものとなっています。発案権からいうと、これは市長に専属するものと解釈されるかと思います。議会の条例で定めた議決事件についてのいろんな書籍等も参考にさせていただいたんですが、法令の規定による執行機関の専属

的権限とされている事項や事務の性質上執行機関の権限とされている事項については議決事件とすることができないと。自治法第96条第2項にあっては、条例でその議決事件を定めることにはなっていないと、執行機関の専属的権限とされている事項については議決事件とすることができないという解説もあるんですが、他の市議会ではこれを議決事件としているところもあるので、その辺は検証されているんだろうとは思いますが、ここの検討期間はあまりにも短いので、今後の改正で追加するならさせていただきたいと事務局では考えております。

○森本副委員長 次長と事前にお話をさせていただいたときに、こうやって計画とかにして上がってきた場合、やはり議員はいいか悪いかになってしまうので、先ほども次長が言われたように、第10条のところでこういう計画は事前に検証する場を議会で持たせていただく、そのほうがより効果的ではないかという話が次長のお話の中で出たので、これを上げる上げないはまた今後検討をしていくということで、それよりは議会がやはりこういう計画を事前に聞いてその場で意見を言えるような場をつくっていくほうが重要じゃないかということになって、今回の提案になったんです。補足説明にならないかもしれませんが、そういう流れがありましたので、できたらそれで御理解いただきたいと思うんですけども。

○尾川委員 私は反対しとるわけじゃないんで、ただ、事務局から説明があったように、地域防災計画を議決事件として上げとるところもあるように、そういうふうなニュアンスで、安全と生命や財産かというものということで、今は全然関知してないから議決したいというんじゃないんだけど、副委員長が言うようなことであれば、それを検討してみることで第10条のほうへ移すということでもええとは思いますが、議決事件の拡大というのは要するに今までこれだけしか議決できませんよという条文があったものを議会へ問題提起したということになっとなんで、やっぱり議会として検討していくべきじゃないかという思いはありますけど、そういうことで継続的に取り組んで、作成段階で議会へ意見を求めてくるというか、意見を出す機会があるとすれば構わないと思いますけど。

○土器委員長 これに対してほかの方の意見。

○中西委員 この災害対策基本法に基づいた地域防災計画というのは備前市の防災会議というところで定められていると思っています。ただ、その中身については、日頃から、例えば備蓄物資に粉ミルクや衛生材料を入れるようにとか、議員が議会で言っていることでもあります。それが、今度からは災害対策基本法が改正になって、地域から防災計画を上げていくことができるというような規定にもなってきて、そういう中を豊かにしていくことは議員や住民の皆さんのそういう場所は与えられているというふうに思います。もう一つは、こういった防災計画だけではなくて、あといろんな諸計画が、この中にも入っていない諸計画も含めて、10条に定められるような、例えば委員会において、パブリックコメントの前にはきちんと報告があって、議員の意見も聴取することができるような、我々議会もそういう努力をしていく必要があるんじゃないかと私は思っています。だから、いろんな計画、物すごくたくさんの計画がありますんで、今の備前

市でいえば2つの委員会があるわけですから、そこで執行部が説明をして議員が意見を述べる機会をやっぱり議会がつくっていくということが必要じゃないかと思っています。だから、この2項については、私はここに入れる必要はないんじゃないかという感じに思っています。

○石原委員 私も、どの計画も大体多額な費用をかけて委託料でもって作成されるわけですよね。そこに市議会が加わったり、防災会議なる会議が加わったりで出来上がってくるんですけど、議案として付されても恐らく採決の際に否決というのものなかなかしにくい案件だろうと思いますし、先ほども出ましたけど、より大変な作業にはなるかもしれませんが、10条のところでもって出来上がる過程の中で、委員間でも議論を交わすなり提言もしながら進めていく。最終的な議決については、僕は特には、もう議決をしてしまおうたらその計画についての中身についてあまりその後、物が言いにくくなったり、チェックもしづらくなるんじゃないかな、それなら出来上がる前にしっかり10条でもってやっていくということでもいいんじゃないかなと。じゃから、正副委員長が言われたような形でええんじゃないかなと思います。

○尾川委員 いろいろ意見が出てきとんじゃけど、一番気になっとるのは防災計画で、直近でたしかパブリックコメントも1か月もせずにやるような状況で、ただ期限があってやむを得んというのは理解するんじゃけど、そういうことが起きる可能性があるんで、議会としてどういうふうに歯止めできるかというのを担当がとにかく3月末までには策定したいと、だけどパブリックコメントをするというたら1週間で意見も出んし、形骸化してしまおうとする状況なんで、10条でやるのはええんじゃけど、10条でどういうふうにするかということをもうちょっと明確に押さえていかんと、執行部も忙しい、委員会も月に1回開けるか開けんか分からんぐらいな状況なわけじゃから、本会議があつたらまたそんなに調査研究の時間もねえし、そういう状況じゃから、やっぱり執行部へどういうアプローチをしてそういうものを遵守していただくかということを押さえていかにやいけんのじゃねえかという、その辺を事務局も考えて、条例にない、裏に隠れたそういうものをどういうふうに執行部に理解してもらおうかということを考えてもらいたい。

○青山委員 私も、これはチェックする必要があると思うんで、10条でできるんじゃないかなというふうに思います。

○土器委員長 分かりました。皆さんの意見を参考にさせてもらって、事務局と相談しながら決めさせていただきます。

よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次行きます。

第4章の第13条。

〔「よろしいかと思ひます」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

そしたら最後に、附則を見ていただいて何かお聞きしたい点がございましたら。

○尾川委員 これから後どういうふうに進めるかというのはある程度想定できるんじゃないけど、ぜひ、事務局も大変じゃけど、前から言ようる逐条解説をやっぱりつくらんと、市民に対してどこまで説明するかという問題はあるけど、やはり逐条解説をつくってほしいと思うんじゃない、これと並行してね。ぜひお願いしたいんですけど。

○石村議会事務局次長 パブリックコメントまでには頑張りたいと思います。

○土器委員長 その他ありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

そしたら、引き続き検討してまいります。よろしくお願いします。

次、議会報告会に戻ります。

○坂本庶務調査係長 先般の議会運営委員会で、日にちを決めるという話があったかと思います。今回は、8月の開催で市民センターを予定しております。市民センターの空き状況を確認しました。これが、時間は全て18時から21時を基本としております。8月の13日、14日は空いておりました。それから、18日、20日、21日。早くということであれば、4日と7日が空いております。

○尾川委員 議会基本条例との関連はどんなかな。その準備できる日にちで、議会の報告もさることながら、議会基本条例のパブリックコメントがどういう形になるのか、それと併せて議会報告会の中に議会基本条例の説明をするという、その辺の問題で日にちというのはある程度決まってくるんじゃないかと思うんですけど。

○青山委員 議会だよりの発行は。

○坂本庶務調査係長 8月1日の発行になっております。取りあえず、年間の予定でいいますと、5月、8月、11月、2月、これが定例号の発行になりますので、それに合わせて議会報告会を開催すると取決めされていると思います。

○中西委員 気になったのはコロナとの関連なんですけど、現在、市民センターを使おうとしても、一応空いているんで使えと、しかし市民センターの基準では大体その部屋の収容人員の半分ぐらいの人数で考えていただきたいと言われるわけです。そうなってくると、そういう新しい生活様式の社会的ディスタンスを確保しながらやっていくということで、この8月も可能なのかどうなのか、あそこでいえば、ホールの大きなところもありますけども、その次に大きいとなれば120人の入れる部屋があつて、そこが半分となると60人ということになってきてしまうわけなんですけど、そのコロナとの関係でどうかなというのがちょっと気にはなるんですけど、決めるのは簡単なことだと思うんですけど、どうなのでしょう。

○尾川委員 議会基本条例をどういうどの手順でいくんかということと関連しとんじゃねえかということ。そういう広報絡みの問題もあるけど。

○石村議会事務局次長 基本条例の流れですが、予定では6月定例会期中に基本条例の素案はつくりますので、議会運営委員会です承いただいたものを6月中にはパブリックコメントをスタートすると。ですので、1か月かけても7月中にはパブリックコメントを終えられますので、予定どおりであれば、議会だよりにも載せられるし、8月はいつであっても報告会の議題にもできると考えております。

○坂本庶務調査係長 議会だよりでこの議会報告会の日程のお知らせさせていただく号につきましては、今7月臨時号においてやるという方法と8月定例号でやるという方法がございます。しかしながら、8月前半のほうでやるという場合、8月定例号でのお知らせになりましたらあまり日にちがないということで、周知が厳しいのかなという部分もございます。なので、7月臨時号で周知させていただけたらと考えております。

○尾川委員 今、中西委員が言うように、定員の半分じゃと聞いとんじゃ。だから、何人集めるかによるけど、そりゃ2回に分けて、ちょうど連続して空いとんじゃから、20日、21日ぐらいへ当てて2回するとかと考えたら、人を減らして、そういう企画をすりゃええんじゃねえかなと思います。13日、14日と、常識的にこんな日にしたら今頃は盆じゃ暮れじゃと言わんのじゃろうけど、やっぱり20日、21日ぐらいで、4日、7日というたらちょっと早過ぎるし準備不足で、20、21日ぐらいで半分ぐらいを目標に、2回やるんならやって、こっちも100人来たから100人入れるわけにいかんじゃろうし、じゃから2日予定ぐらいの段取りでいきやええんじゃないですか。

○土器委員長 何人入れるんですかね。

○坂本庶務調査係長 2階の講座室ですと、中西委員が言われました120人が定員です。

○土器委員長 ほんなら、60人やな。

ほかの方で意見ありませんか。

○石原委員 21日ですか、曜日で見たら金曜日辺りが土日の前ということで何か気分的にも個人的にそのあたりがよろしいのかなということ、それから場所もマックス120人入れるぐらいのお部屋なんで、通常の参加の状況を見れば十分可能じゃないかなと。

○土器委員長 今、石原委員から8月21日の金曜日という話が出たんですけど。

○守井議長 全般的に8月にいろんな大きな催物、花火とかいろんな催しが現段階では全て中止になっているという状況なんですよね。だから、その中で、密接にならないようにやるにしてもまだ議会自体がそういうものをやろうという方向というのはちょっと早いんじゃないかなという感じはするんです。するんであってももう少し落ち着いてから発表するとかという形にならざるを得んのじゃないかなという感じでは思うんですけど。

○土器委員長 議長のほうからそのような意見が出たんですが。

○森本副委員長 もし8月に開催するとしたら、何日ぐらいまでに結論を出せば大丈夫ですか。

○入江議会事務局長 様々な要因が絡みますが、通常、先ほど言われました8月21日とか20

日を押さえとくと。広報なりの最終決定は、7月になってもいいです。基本的にあとは広報の話なので、だから開催の決定をずらせば8月号の議会だよりで広報することに必ずなります。新聞社その他へもその時点でお知らせをしていただくように広報をすればいいということで、現段階では先ほど議長も100%開催できるかどうか分からないような状況を危惧されてのことだと思いますので、やるのであれば8月21日とか20日とかというふうな御決定を今日のところはやっていただいといて、その会場は必ず押さえる、それに向けたできる準備はやっておくというところでいかがでしょうか。

○森本副委員長 ありがとうございます。

○土器委員長 それでは、8月21日の金曜日という日にちでいかせてもらおうと。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのようにいたします。

次、3番目、新型コロナウイルス感染症対策に係る議会对応について。

○守井議長 新型コロナウイルス感染症対策に関わる議会对応ということで、以前から、市民がいろんな面で苦勞しておるという中で、議会ができるものをやっていこう、協力していこうと今まで政務活動費を返上しようではないか、あるいは常任委員会の視察を幾らか削減するような方向にしていこうではないか、あるいは一時金を何%か削減してそれに協力しようとかという意見が出ていることについての取りまとめをお願いしたいということで、皆さんの御意見をお聞かせ願えたらということです。

○土器委員長 議長から話があったんですが、それぞれ会派に持ち帰って協議をしているかと思えますので、意見を出していただけたらと思います。

○尾川委員 経民会は、第1次的には政務活動費の趣旨からしてカットするのは適切じゃないと。それよりも、報酬あるいは一時金の減額のほうが訴える力があるんじゃないかということで、その10万円という金額がどうかという、やっぱり市民に対しての理解というか、市議会の考えを訴える意味ではあると思う。ただ、政務活動費の減額でというよりは、今言うたようなことで市長、副市長か教育長の減額と合わせていくほうが適当じゃないかという意見がありました。

○青山委員 健志会では、政務活動費の中から10万円相当を充てる、それから委員会の視察等もこの御時世できないという状況なので、それも充てるということで、報酬等ということになりますといろんな生活費を抱える方もおられると思いますし、政務活動については今滞っている状況が多いんじゃないかと思いますので、その分を充てるようにしたらどうかという意見でした。

○石原委員 新志会も、当初に議運でも政務活動費が議論されて、なかなかまとまらずと今日に至っとるわけですけども、このコロナ禍で特に今年度恐らく、第2波、第3波も秋から冬にかけて予想されるという中で、やはり先方へ出向いていっての視察なり研修なりというのは本当に

困難な状況じゃないかなと。どう好転してどういう状況になるかも分かりませんが、恐らく現在の見込みでは難しいのではないかと。であるならば、政務活動費についてある程度返上してコロナのために役立てていただく趣旨で議会としてアクションを起こしてということで、引き続き会派では取り扱ってはどうかということです。

○中西委員 政務活動費の10万円と委員会視察旅費の減額、今後どうなるかなかなか見通しもできないですけども、実際に自治体を訪問することが困難なことが考えられるとすれば、あるものを返しておく。生活費になっているような報酬等については、今度コロナが2波、3波が来た場合に備えるということで考えたほうがいいんじゃないかと、今後の対応に委ねたらどうだろうかという意見です。

○森本副委員長 先ほどから言われますように、委員会視察っていうのは長い目で見れば県外へ行くのは大変厳しかろうということで、委員会視察を50%カット。それとあと、前回も申し上げましたが、期末手当、前は6月でというお話をさせていただいたんですけども、このコロナ禍が長期化するのであれば、6月と12月それぞれ期末手当を10%、10%で合計20%カットでいかせていただけたらと思っております。

○土器委員長 以上の3点の案が出たんですが、それぞれ皆様のほうで意見があれば。

○尾川委員 委員会視察で、実際行ける状況になるか不明な点が多いわけなんです。それで、逆に景気浮揚のためには視察に行くとか、何らかの動きをせんといけんという面もあるし、それから委員会視察を返上してマスコミに売るんかという、その考え方じゃと思う。じゃから、もう自粛の精神でいきようわけじゃから、結果的に使わずに残ったというふうなことにしたほうがきれいだと、それを返上しました、行けもせんもんを返上しますということを売りにするというのがちょっと気になる。実際行けんのかもしれん。だけど、ほんならオンラインの視察をするための費用に回すとか、それは議運で考えて、じゃあ委員会視察をよその自治体とオンラインで双方向でやるようなシステムが入るんか入らんのか、それは委員会視察の費用とはまた別の問題なんかなどの検討をせにゃあいけんけど、そういうことを考えたりという感じです。

○中西委員 尾川委員が言われたように、県内の自治体のこの動向はどんな感じでしょうか。

○坂本庶務調査係長 お配りいたしました資料につきましては、県内15市の状況を5月27日時点で調べたものになっております。それぞれ読み上げてまいります。岡山市、この時点では報酬、政務活動費ともに未定でした。倉敷市、政務活動費の交付に関する条例を一部改正いたしまして、月額15万円を12万円にということで、3万円を減額するということになっております。それを8か月ということですが、議員数を把握していないので、全体の予算額は今すぐ分かりません。続きまして、津山市は6月と12月の期末手当を20%減額、玉野市は検討していないということです。笠岡市、令和2年度の政務活動費の一部を減額ということで、下半期分の月4万5,000円を3万円にということです。井原市、令和2年度の政務活動費の半分を減額ということです。これは執行部側の予算も記入してくれております。7番、総社市では、政務活動

費 21 万円を返還、年間 42 万円の半分ということです。8 番の高梁市、市議会議員研修事業の旅費を減額、これが議会運営委員会、各常任委員会、特別委員会の行政視察のための費用弁償及び普通旅費の減額です。新見市、令和 2 年度の市議会政務活動費の 3 分の 1 を減額、トータルで 12 万円の減額ということです。それから、11 番、瀬戸内市、現在のところ対応の予定はありません。赤磐市、真庭市もございません。美作市においては、協議を 2 度ほどしておりますが、結論が出ていないということで、協議中ということだと思います。浅口市も、特に動きはございません。

以上のようになります。

○土器委員長 どうですか、皆さん。やっぱり政務活動費の減額が何市か出ています。それから、委員会の視察の関係も出ています。そういうことで、備前市も提案があったような政務活動費 10 万円、それから委員会視察の取りやめという形で検討していただけないでしょうか。委員長として提案します。

〔「これを見たらそんなことはねえが」と尾川委員発言する〕

何が。

〔「決めつけようるけどこれを見たら」と尾川委員発言する〕

尾川委員、考えてくださいと言うたんです。検討してくださいと言うたんです。決めつけとりません。

〔「決めつけとる」と尾川委員発言する〕

意見を言うのは自由ですけど。

○石原委員 先ほどの基本条例にもありました、本当にこの委員会は討論の場であればええわけで、意見の相違があるのは当然なんですけれど、あくまで参考として提示もいただきました。あくまで参考であって、備前市がどうするかという判断になるわけですが、これを拝見しますます、されとるところはやはり政務活動費の移動の部分に関する費用を減額されとるところが多いのかなということが参考にさせていただきました。ここで備前市議会として、また各委員会として、今年度はとにかく危険を冒して不安定な時期に出向いていつての視察というよりも、今年度はとにかく市内へ、委員会も含めて、議員も含め、何か市内へ目を向ける 1 年にするんだというような思いを含めて、改めて政務活動費のところ、それから委員会の視察に関する費用を減じる方向でいかがかなと思います。

それから、研修それから先進事例の研究等については、随時必要があればオンラインのやり取り等もその都度検討して、毎年のように今年度はどこへ行きましょうかというところからスタートするんじゃなくて、委員会の所管事務調査や議論の中で必要性が出てくればその都度、先進地はどこかなと、オンラインで何か研究できることはないかなというような形でいつてみればいかがかなという思いで、資料も拝見して改めて感じておるところです。

○土器委員長 石原委員から意見が出されたんですが、皆さんはどうでしょうか。

○尾川委員 これはいつまでにだったかな。

〔「今日まで」と呼ぶ者あり〕

今日までか。今日までというくくりがあるんなら、いろいろ委員の意見が出たんじゃけど、政務活動費というのはよそに横並びでというのははっきり言ってあまり私は好きじゃないんです。前も言うたように、これは貴重な調査研究に必要な経費の一部を負担するという目的から考えたら、政務活動費でもどこで取ろうが10万円返納するんじゃからあえて反対せんけども、委員会視察旅費について今から議論するよりは、もう政務活動費だけに限定して、今日結論を出すんならそうしてもらいたいと思う。

○青山委員 この資料を見てちょっと意外だったのは、岡山市とか倉敷市は議員報酬の中からじゃないかと会派の中でも出とったんですけど、ここへ出ている回答では政務活動費ということで、私は政務活動費でいいと思います。

○守井議長 尾川委員から政務活動費だけであるならば協力できるというお話だったんで、取りあえず今回は政務活動費を条例改正するという方向で、また今後については2波、3波もあるかもしれないということも含めて検討するという形にして、取りあえずは政務活動費を削減するという形でどうでしょうかね、皆さん。

○土器委員長 今改めて提案が出たんですが。

○中西委員 この資料、本当によく調べていただいているありがとうございます。ただ、たしか岡山市についてはこの後大幅な減額が出ているんですよ。

○守井議長 6月5日の新聞によりますと、岡山市議会は、7月支給の報酬を約3割減額することを決めたと。議員発議の関連条例改正案を8日開会の6月定例市議会に提出する。同日の議会運営委員会が期末手当の1割減に相当する額が妥当として全会一致で可決した。1人当たり71万円から85万円の報酬を約19万円から23万円減額する。会派代表者による協議で12月支給の期末手当の1割減と視察旅費の削減も申し合わせており、一連の取組で約3,000万円を捻出できる。

取りあえずは、7月支給の報酬を3割削減ということが出ておるそうでございます。

○森本副委員長 経民会が歩み寄ってくださっているし、委員長の趣旨はできたら議員発議は全員意見がまとまってしたい、多数決で取るようなことはしたくないというふうな委員長の御意向も伺っていましたので、皆さんの御意見が政務活動費っていう部分になるのであれば、今回視察の部分は省いて政務活動費の部分だけ出すということでどうでしょうか。

○土器委員長 議運というのは多数決をできれば取りたくない。もしまとまらなんだらそれぞれが発議するようになるかと思うんだけど、まとまるのであればお互いに妥協というのは大事なことだと思う。議会というのはやっぱりまとまらにゃいけないんでね。

○森本副委員長 委員長は先ほどそれぞれが発議って言われたんですけど、12日までが期限って言われているので、歩み寄ってくださっている間にしっかりと話をまとめて1つでいけばいい

かと思うんですけども。

○土器委員長 再度意見を。

○石原委員 まさしく議論をさせていただきとるなという感に至っております。その中で、政務活動費のところで妥協点がございまして、1つ想定し得るのは、委員会視察についてはここでは留め置いておいて、例えば11月ぐらいになって冬を迎える頃にまだ難しいなということがほぼ確定するのであれば、12月の議会へ委員会視察費を減じるような提案もでき得るのかなというのを勝手なイメージで思い描いたんですけども。この時点で2本立てにして一気にと、僕もこの委員会に臨むまではそういう気でおったんですけども、それも一つの選択肢というか、手法としてはあるのかなという思いには至っておるんですけども。

○中西委員 私も、なるべく論議を詰めて全体が一致できるところで合意ができればいいなというふうに思っています。委員長がおっしゃられるように、何も多数決で決めていくということが必要ではないんで、やっぱり合意を得て皆さんの一致点で動くということで議会の姿勢を見せていくということが大切なんで、もし政務活動費10万円で今のところ了解を得られるんだったらその時点でと。ただ、石原委員がおっしゃられたように、委員会視察についてもこれはあるときにはもう判断を下さないといけないと。市のほうもコロナ対策についてはまだ補正予算を上げてくると、今後もまた補正が上がることは目に見えているわけなんで、それにやっぱりその原資として使ってほしいという積極的な提案もできるんで、できれば12月、委員会視察については12月と言わず、9月ぐらいではもう決着をつけざるを得ないと。といいますのが、9月定例会があつて、12月定例会があつて、2月の終わってから2月定例会があるということはほかの自治体では2月からはもう視察は受けないというのが大体状況なんで、もうあと行く日にちがなくなってしまうということが目に見えています。だから、今回でも私はいいとは思んですけども、9月には決断を下そうではありませんかということを了解しておきませんか。

○尾川委員 今から9月に決めようというような言い方はやめてほしい、状況が不明確なんじやから。

○中西委員 じゃから、9月ぐらいにはもうそのことが分かるだろうから、9月にもう一回話をしませんかと。

○尾川委員 私の意見は行けん視察の費用をカットしてそれをコロナに使うてくれえというたりするようなやり方が気に入らんと言ようるわけ。使えんのんじやろ、それを上納するというような考え方よりも、前向きにいくんならええけど、行けんじやろうという前提で話をしていたら。そこを言ようるわけじゃ。そんなに言ようることと違わんのじゃけど。

○中西委員 御意見はよく分かりましたけども、9月の時点でもう一回判断をしませんか。

○土器委員長 そしたら、政務調査費10万円の減額という形でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決まりました。よろしくお願いします。

ほかに。

○坂本庶務調査係長 今お決めいただきました政務活動費の減額につきまして確認をさせていただきたいと思います。

月額が2万5,000円ということですので、4か月分を減額する、お返しするという考え方にさせていただくような条例案になろうかと思います。そこだけ事前に総務課とは確認をしております、御報告させていただきます。

あと、もう一つ前回の議会運営委員会でもお話をいたしました、会計上の問題で、今現在予算を執行している状況でございます。それを解消するために、まずは条例改正が通りましたら、皆さんに支給させていただいております30万円を一度全額返していただきまして、予算を確保した上で変更の交付決定をさせていただきまして、それから補正予算で減額をするという流れになろうかと思います。ですから、9月定例会に減額の補正予算を上程するというようなことになろうかと思います。

○土器委員長 よろしいですか。

○尾川委員 今の金額はさることながら、その4か月分カットという表現が適当なんかどうかというのは、じゃから実際そりゃ10万円というのは分かるんじゃけど、それが訴える力が、せっかくみんな身を切ってあれしょんじゃから、何かもう少し、4か月というと、何な、たった4か月かということになるなど、ほかに方法はないんかなということを聞きたいんじゃ。

○坂本庶務調査係長 基本的には条例案の中ではそういう書き方になるということで、金額としては10万円ということが表には出るんじゃないかと考えております。

○土器委員長 ほかにございませんか。

○掛谷副議長 ただ、市民向けということはないんですけど、公表するときにやっぱり総額いくらというのもぜひ入れたほうがいいんじゃないですか。

○土器委員長 意見として聞いといて、まだ実際時間はあるわけですから。

〔「副議長に発言権はあるんかな」と尾川委員発言する〕

ええ、許可しました。ええが、議論の場じゃから、発言してもらったらいじゃないですか。

〔「ええんじゃな、これはもう済んだな」と尾川委員発言する〕

済みました。

○尾川委員 議場の難聴対策についてどう考えとんかな。というのが、手話も来られとったけど、難聴の人も来とるわけなんじゃ。それで、あれだけの施設で何の対策もねえんかと言われた。何か早急に検討してほしいんじゃけど、事務局はどう考えとんかなと思って。

○石村議会事務局次長 議場内の音響システムでございますが、確かに前の旧庁舎の議場にはヘッドホンが使えるアンプを傍聴席に何台か置かせていただいていたんですが、今回そういった設備が用意がされていません。これは施工した業者にも、外部出力端子が取れるのかどうか、特別な工事が必要なのか、そのあたりは相談をさせていただきたいと思います。どんな形になるか分

かりませんが、そういった声があったということでしたら相談をさせていただきたいと思います。今すぐにどういった対応ができるという御回答はできませんが、検討させていただきたいと思います。

○青山委員 関連してなんですけど、今日病院事業管理者の声が非常に聞き取れなかったんですけど、そういう場合にボリュームを上げるとか、あるいはもう少し大きい声でしゃべっていただくようなこととかというふうなものも一つの対策だと思うんですけど、どんなでしょう。

○守井議長 その関係で、ちょっと私も聞きづらいなと思いまして現地を見させていただいたら、マイクは管理者へ向いているのにこっちの方向へ向かってしゃべっていたんですね。ちょっと言おうかなと思ったんですけど、マイクを近づけてか誰かそばの人からちょっと言ってくださりゃよかったかなと思ったんですけど、今後気をつけてマイクのそばで話をするように指示していきたいと思います。

○青山委員 お願いします。

○尾川委員 私の一般質問はマスクを取らせてもろうたんです。というのが、語尾がはっきりせんというてよう叱られるんで。だから、マスクのせいかなと思ったりして、マイクの問題もあったかもしれんけど、マスクのせいがあるんかなと思ったりして。だから演壇のところにシールドか何かを設置したりといった検討はどんなんかなと、これも金がかかるこっちゃからどうかと思うんじゃけど、そういうことがマスクを取ってもええような仕組みづくりを事務局で検討してもろうて、難聴対策も含めて、やっぱり聞こえんというて、補聴器をつけとんじゃけどなかなか聞こえづらいところがあるようなんです。せつかく来てもろうとんじゃから、やっぱりきちっと聞いてもらいたいという願いはある。そんなことで、ぜひ検討してみてください。

○土器委員長 ほかにございませんか。

○尾川委員 議会基本条例の検証の件で、事例を調査してくれえとお願いしとったと思うんですけど、その辺はどんなんですか。

○石村議会事務局次長 申し訳ございません。本日御用意ができておりません。次回には必ず御提示したいと思っております。申し訳ありません。

○尾川委員 途中でもええから、ちょっと早めに、会議がのうてもええから出してください。

○石村議会事務局次長 用意が出来次第、配付させていただきたいと思います。

○土器委員長 よろしくをお願いします。

それでは、これで議会運営委員会を閉会します。

ありがとうございました。

午後3時23分 閉会